議第356号

訴えの提起(裁判上の和解を含む。) について 訴えの提起(裁判上の和解を含む。) を次のように行う。

令和5年2月16日提出

京都市長 門川大作

相 手 方	
事件の種類	地域改善対策奨学金等の返還及び延滞利子の支払の請求
事件の内容	相手方 は、地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金 (以下「奨学金等」という。)の借受者であるが、平成30年度から 令和3年度までの各年度に返還の始期を迎える奨学金等について、それぞれ1年以内に返還すべきであるにもかかわらず、これらを滞 納している。 このため、本市は、相手方に対し、これらの奨学金等(計666,669円)の返還を請求したが、相手方は、これに応じようとしない。 そこで、相手方に対し、奨学金等の返還及び延滞利子の支払を求める訴えの提起(裁判上の和解を含む。)を行おうとするものである。 なお、今後返還の期限を迎える奨学金等について、本件の訴えの係属中に新たに滞納が生じたときは、本件の訴えに当該奨学金等の 返還の請求を追加することとする。 また、裁判上の和解は、相手方が本市の請求額の全額の支払を約 東する場合に、支払方法について譲歩するものに限り行うこととする。

提案理由

訴えの提起(裁判上の和解を含む。)を行う必要があるので提案する。